

答 申

「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別のおそれのある個人情報の収集の制限の例外に関する類型事項」、「個人情報の提供の制限の例外に関する類型事項」及び「個人情報の提供の制限の例外に関する個別事項」について、その理由や必要性等を審議した結果、当審査会の意見は下記のとおりです。

記

1. 実施機関が取り扱う個人情報に関する制限の適用が除外される事項について（平成14年6月28日付け総発第231号）

(1) 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別のおそれのある個人情報の収集の制限の例外に関する類型事項（条例第5条第2項ただし書）
諮問のあった事項については、個人情報取扱事務の目的を達成する上で必要と判断され妥当な内容と認められます。

なお、収集する個人情報が、個人の人格に深く関わるものであり、その取扱いによっては基本的人権を侵害する危険性が高いことから、諮問のあった事項に該当する場合であっても、特段の配慮が必要と考えます。

また、諮問書の別紙1の類型番号3（指導、評価、争訟等の事務）において取り扱う思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別のおそれのある個人情報は、幅広い情報を含むこととなる可能性があるため、その情報の必要性を十分に検討の上、運用することが必要と考えます。

(2) 個人情報の提供の制限の例外に関する類型事項（条例第7条第1項第6号）
諮問のあった事項については、妥当な内容と認められます。

なお、個人情報の提供は、個人情報取扱事務の目的の範囲内において行われるべきものであるという条例の趣旨を踏まえ、諮問のあった事項に該当する場合であっても、提供の必要性及び個人の権利利益の侵害のおそれ等について十分に検討の上、必要以上の個人情報が提供されることの内容に運用することが必要と考えます。

2. 知事が取り扱う個人情報に関する制限の適用が除外される事項について（条例第7条第1項第6号）

個人情報の提供の制限の例外に関する個別事項（条例第7条第1項第6号）

諮問のあった事項については、妥当な内容と認められます。

なお、試験研究等における患者の個人情報の提供に当たっては、試験研究等を行う公益性と個人情報の保護の必要性との比較の検討を十分に行うとともに、患者本人の権利利益の侵害が起きないように注意の上、統一的な基準のもとに厳正な運用を図る必要があるものと考えます。

3. 付言

個人情報の取扱いについて、以下のとおり要望します。

(1) 取り扱う個人情報を類型化し諮問された類型事項については、個別の事務において、各々の類型に該当するかどうかの判断を慎重に行い、個人の権利利益を侵害することのないよう適正な運用を図るものとし、諮問された類型に該当するか否かの判断がつきがたいものについては、当審査会へ別途諮問

- を行う等個人情報の慎重な取扱いを行うこと。
- (2) 保有をする必要がなくなった個人情報については、適切な方法により、確実かつ速やかに廃棄又は消去を行い、個人情報の適正管理を厳正に行うこと。

(参考 1)

思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集の制限の例外に関する事項(類型事項)(条例第 5 条第 2 項ただし書)

島根県個人情報保護審査会の答申を踏まえ、個人情報の取扱いに留意すること。
なお、番号 1 及び番号 3 の類型については、答申において個別に意見が付記されているので、特段の留意の上取り扱うこと。

番号	類 型	収集する理由又は必要性
1 ()	栄典、表彰等の選考事務において選考対象者、候補者の思想、信条に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集するとき。	栄典、表彰等に係る功績調書等の中には、思想、信条に関する個人情報が含まれるときがある。また、栄典、表彰等を行う場合、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報と考えられる犯罪歴を有する者が、当該栄典、表彰等の候補者となることは、社会通念上、県民等の感情にそぐわないと考えられることから、これらの選考に当たって、犯罪歴の有無を確認する必要がある。
2	相談、陳情、要望、苦情、意見等の中で、相談者等の意思により、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が提供され、当該個人情報を収集することとなるとき。	県民等から寄せられる相談等の中には、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が含まれるときがあるが、これらの情報は、相談者等の自由な意思により、一方的に提供されるものであり、収集するかどうかの選択の余地がない。
3 ()	指導、評価、争訟等の事務において、当事者等の思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集するとき。	指導等を行う事務の中で、当事者や関係者の思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が含まれるときがある。
4	病院、保健所等において診察、治療、疾病の予防行為を行う事務において、患者等の思想、信条及び信教に関する個人情報を収集するとき。	病院等において、患者や受診者の病状等にあわて的確な治療や、疾病の予防のために行う行為を行うにあたり、当該患者の思想、信条及び信教に関する個人情報を収集するときがある。

5	新聞、書籍等一般に入手し得るものから、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集するとき。	事務の遂行上、刊行物等から個人情報を収集する場合があるが、不特定多数のものが知り得る状態にあり、事務の目的の範囲内で収集する場合には、個人情報保護上の問題が発生するおそれも少なく、また、これらを分離して収集することは困難である。
6	公共事業等において土地、建物等の取得等において、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため、土地所有者等の信教に関する個人情報を収集するとき。	公共事業等において土地等の取得に伴い宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償額の算定のため、土地や家屋等の所有者の信教に関する個人情報を収集するときがある。
7	議員等の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条に関する個人情報を収集するとき。	実施機関は、地方自治法に定める事務を適正に執行するため、議会对応等の中で事務の目的の範囲内で議員の所属政党名、会派名、政治理念等の思想、信条に関する個人情報を収集するときがある。
8	海外からの研修生、来訪者等の受け入れを行う事務において、当該研修生等の思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集するとき。	海外からの研修生や来訪者の受け入れにおいて、食事の制限や生活習慣の違い等を的確に把握し、当該研修生等の滞在中の適切な対応を図る上で、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集するときがある。
9	作文等のコンクール、委員等の選考、試験等を行う事務において、当該作文、論文等の中には、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が提供され、当該個人情報を収集することとなる時。	各種コンクール、委員等の選考、試験等の作文、論文等の記述内容は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が含まれるときがあるが、これらの情報は、受験者等の自由な意思により、一方的に提供されるものであり、収集するかどうかの選択の余地がない。
10	利子補給事業を行う中で、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集するとき。	利子補給事業を実施するに際し、相手方確認等のために個人情報を収集する必要があるが、その中に社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が含まれるときがある。

(参考 2)

個人情報の提供の制限に関する事項 (類型事項) (条例第 7 条第 1 項第 6 号)

島根県個人情報保護審査会の答申を踏まえ、個人情報の取扱いに留意すること。

番号	類 型	提供する理由又は必要性
1	民間団体が行う表彰等の選考事務において選考対象者、候補者に関する個人情報を必要な範囲内で提供するとき。	民間団体等の求めに応じて、選考対象者等の業績等の個人情報を提供することが必要なときがある。
2	報道機関への発表、又は報道機関からの取材、要請に応じて、個人情報を提供するとき。ただし、県民等に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。	対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断し、社会通念上許容される範囲内である場合は、報道機関等への公表又は報道機関の取材等に応じることが必要なときがある。
3	民間団体等が行う委員、講師、指導員、モニター等の選任又は推薦する事務において、候補者等に関する個人情報を必要な範囲内で提供するとき。	民間団体等の求めに応じて、委員等の適任者の選任等のため、候補者等の業績等の個人情報を提供することが必要なときがある。

(参考3)

個人情報の提供の制限に関する事項(個別事項)(条例第7条第1項第6号)

島根県個人情報保護審査会の答申を踏まえ、個人情報の取扱いに留意すること。

番号	提供する個人情報の内容	提供する理由又は必要性
1	<p>県立病院において、診療録等の診療情報を、本人以外の者に閲覧又は写しの交付等の方法により提供を行うとき。ただし、本人の配偶者及び二等親以内の血族並びに院長が診療情報の提供を必要と認めたとものとする。</p>	<p>診療情報は、一義的には、医療従事者が、適切な医療行為を行うための過程を記録し、自らの医療業務に資するものであるが、一方では、患者が、患者自身が疾病等の状態や治療内容等について理解をするための資料としての意義を有している。</p> <p>また、開かれた医療を推進していくためには、遺族等に対する診療情報の提供が必要となるときがある。</p>
2	<p>試験研究等のために、県立病院が保有する患者の個人情報を事務の目的以外の目的で提供するとき。</p> <p>ただし、次の全ての要件を満たすときに限る。</p> <ul style="list-style-type: none">・試験研究を行う上で、個人の識別が必要なこと。・本人の同意を得て試験研究等を行うことが困難な場合があること。・試験研究等を行うことが当該疾病の治療や予防に資する等公益上の必要が認められること。・本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること。	<p>試験研究機関等で疾病等の実態把握を行うためには、県立病院が収集・保有する診察情報を利用・提供することが必要であり、またその結果は疾病対策の企画と基礎資料、疾病の原因究明等に活用されるなど、公益上の必要性が認められる。</p> <p>よって、診療等を目的として収集した個人情報を一定の条件の下で試験研究等の目的のために提供することができるものとする。</p>